

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：南魚沼市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧東村地域の棚田

（雷土、桐沢、荒山、谷地）

旧藪神村地域の棚田

（名木沢、後山）

旧城内村地域の棚田

（岡、広堀、山口、長森中通）

旧大巻村地域の棚田

（寺尾、西）

旧五十沢村地域の棚田

（永松、野中）

旧六日町地域の棚田

（君帰、小栗山）

旧上田村地域の棚田

（小松沢、一之沢、台原、台上）

旧塩沢町地域の棚田

（樺野沢工区管理組合、滝谷沢地区管理組合、天野沢七曲り工区管理組合、伊田滝谷管理組合、泉盛寺開田組合、栃窪、岩之下、細田茨平組合、外谷組合、毛立、林ノ下組合、堂の入組合、猫岩・久留米沢組合）

旧中之島村地域の棚田

（柄沢、万条、大原）

旧石打村地域の棚田

（宮野下）

※範囲については別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

「棚田等の保全」のため、下記の通り目標を設定します。

○全棚田地域共通の目標

棚田等の保全	R8	目標 (R12)
保全を図る棚田の面積	354.06ha	354.06ha
中山間地域等直接支払制度の参加集落数	37 集落	37 集落

生産性・付加価値の向上	R8	目標 (R12)
スマート農業機械の導入	－	5 地域

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」のため、下記の通り目標を設定します。

○全棚田地域共通の目標

良好な景観の形成	R8	目標 (R12)
草刈り、水路清掃の実施	37 集落	37 集落
景観作物の植栽	5 地域	10 地域

自然環境の保全・活用	R8	目標 (R12)
中山間地域の鳥獣被害面積	0.5ha	0.2ha
電気柵設置の新規導入総延長 ※単年度の実施延長	1697.5m (R7)	2000m

伝統文化の継承	R8	目標 (R12)
地区の伝統文化の活動継続	37 集落	37 集落

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

「棚田を核とした棚田地域の振興」のため、下記の通り目標を設定します。

○全棚田地域共通の目標

棚田における関係人口を拡大する仕組みづくり	R8	目標 (R12)
棚田オーナー制の実施	－	5 地域
移住・就農希望者の受け入れサポート体制の仕組みづくり	－	5 地域
農業体験会の実施	－	5 地域

集落機能の維持	R8	目標 (R12)
各地区固有の課題解決	37 集落	37 集落

棚田を観光資源とした地域振興	R8	目標 (R12)
各地域の観光資源を活用した多様な取組	37 集落	37 集落

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①農地保全・棚田等の保全

・耕作放棄の防止

- 耕作放棄地が出ないように農業者で協力して草刈り等の農地保全対策を行う。また、農地中間管理機構を通じて、担い手や認定農業者等へ農地を集積する。

・生産性・付加価値の向上

- 省力化に向けて、リモコン草刈り機、施肥・防除用ドローンの導入またはリースで活用する体制づくりを行う。
- 旧城内村地域と旧塩沢町地域にある 5 集落を想定する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

- 畦畔等の草刈りや水路の掃除を年 1 回以上取組む。
- ひまわり等の景観作物を植栽する。
- 活動実績のある旧東村地域と旧塩沢町地域にある 5 集落の、周辺集落を想定する。

・自然環境の保全・活用

- 電気柵や罟を計画的に設置し、鳥獣被害防止対策に努める。
- 自然生態系の維持保全活動に取組み棚田とあわせた地域振興に取組む。
- 市内 37 集落のうち、5 集落を想定する。

・伝統文化の継承

- 棚田地域における伝統文化の継承を図り、次世代へ継承する取組を推進する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における関係人口を拡大する仕組みづくり
 - 棚田オーナー制の実施で、棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大を図る。
 - 移住・就農希望者の受け入れサポート体制の仕組みづくりを進める。
 - 保育園児や小学生等を対象とした農業体験会（田植え、稲刈り）など、豊かな自然環境を活用して農業への関心を高める。
 - 市内 37 集落のうち、5 集落を想定する。
- ・ 集落機能の維持
 - 安全に安心して住み続けられる棚田地域の実現に向けて、各地域の日常生活を含む課題を解決するための取組を推進する。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 棚田地域において、各地域の観光資源を活用した多様な取組を実施し、地域の振興につなげるように努める。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

南魚沼市指定棚田地域振興協議会は南魚沼市、農業者組織で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。